

第3回 東京都児童福祉審議会本委員会  
議事録

1 日時 平成25年12月3日（火）19時13分～20時53分

2 場所 都庁第一本庁舎 北側42階 特別会議室A

3 次第

(開会)

1 福祉保健局少子社会対策部長挨拶

2 報 告

(1) 専門部会（社会的養護について）緊急提言について

(2) 東京都子供・子育て会議について

3 議 事

認可外保育施設に対する事業停止又は施設閉鎖の命令について

4 今後の予定

(閉会)

4 出席委員

網野委員長、松原副委員長、石阪委員、磯谷委員、大木委員、大町恵子委員、

加藤委員、楠田委員、まつば委員、村井委員

青葉委員、秋山委員、今田委員、大町千恵子委員、高塚委員、高橋委員、野田委員、

武藤委員、山本委員、横堀委員

5 配付資料

資料1 東京都児童福祉審議会委員名簿

資料2 東京都児童福祉審議会行政側名簿

資料3 専門部会（社会的養護について）緊急提言

資料4 東京都子供・子育て会議について

資料5-1 問題ある認可外保育施設への対応について

資料5-2 立入調査実績一覧

資料5-3 弁明書（平成25年10月27日付）

資料5-4 弁明書（平成25年12月2日收受）

資料5-5 報道発表資料（平成25年11月25日付）

資料5-6 新聞記事

資料 5－7 事業者のチラシ

参考資料 1 関係法令（抄）

参考資料 2 認可外保育施設に対する指導監督要綱

参考資料 3 認可外保育施設に対する指導監督要綱実施細目

開 会

午後 7 時 13 分

○高際計画課長 お待たせいたしました。本日は、お忙しい中、また夜分に御出席いただきましてありがとうございます。

私は、当審議会の事務局の書記を担当させていただいております、福祉保健局少子社会対策部計画課長をしております高際でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

開会に先立ちまして、委員の皆様の御出席について御報告をさせていただきます。

本審議会の委員数は、現在 32 名でございます。本日、御出席とお返事を頂戴しています委員の皆様は 20 名、所用のため御欠席とお返事を頂戴している委員は 12 名でございますので、定足数に達することを御報告させていただきます。

少々おくれていらっしゃる委員がおられますけれども、それ以外の皆様はおそろいでございますので始めさせていただきたいと思います。

最初に、お手元に配付いたしました資料の御確認をお願いいたします。

資料 1 が、審議会の名簿。

資料 2 が、行政側名簿。

資料 3 が、「専門部会（社会的養護について）緊急提言」でございます。

資料 4 が、「東京都子供・子育て会議について」。

資料 5－1 からが、本日お諮りいたします認可外保育施設の関係の資料になります。

まず、資料 5－1 が「問題ある認可外保育施設への対応について」ということで、今回のケースの概要をお示ししております。

5－2 が、「立入調査実績一覧」です。

5－3 が、平成 25 年 10 月 27 日付で認可外保育施設から出てまいりました弁明書になります。

5－4 が、その後 12 月 2 日にこちらに届きました弁明書の追加分になります。

資料 5－5 といたしまして、今回、東京都のほうで発表いたしましたプレスの資料になります。この中で、児童福祉審議会の意見を聞いて、今後の措置の手続に入るということを記載させていただいております。

5－6 が、報道発表を受けました新聞記事になります。

資料 5－7 が、事業者のチラシです。

それから、参考資料として3種類御用意させていただいております。

参考資料1が、今回に関係する法令でございます。

参考資料2が、「認可外保育施設に対する指導監督要綱」。

参考資料3として、「認可外保育施設に対する指導監督要綱実施細目」。

以上を置かせていただいております。過不足ございませんでしょうか。

なお、本日の資料につきまして、資料の右上に「取扱注意」と表示させていただいているものがございます。本日御審議いただく個別の案件に関する資料でございまして、5-2、5-3、5-4につきましては、恐縮ですけれどもお持ち帰りにならずにお帰りの際、机上に残しておいていただくようにお願いいたします。

このほか、クリアファイル等広報のグッズを置かせていただいております。先月、児童虐待防止推進月間でございましたけれども、今まで一生懸命普及啓発をしていたのですけれども、もう少し広く伝わらないかということで、今回初めてキャラクターを作りました。目配り、気配り、お声がけ等、ちょっとしたお節介が親と子を少しづつでも助けていく、見守っていくというような意味で「OSEKKA（おせっかい）くん」というのを、カタツムリではなくて貝なのですから、作らせていただいております。月間は終了しましたけれども、当部としては年間を通じた普及啓発をしていきたいと思いますので、今後あちこちでお目にかかるだけるようにいろいろなところに置いてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

また、委員の皆様で、こういうところに配りたいというような御協力いただける場合は、事務局まで言っていただきましたら御用意をしてお送りしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

これから始めさせていただきますが、いつも御案内をしておりますが、御発言の際は目の前のマイクスタンドに赤いボタンがございますので、こちらを押していただいて御発言をいただければと思います。

それでは、最初に、本年第2回の本委員会を6月7日に開催いたしましたけれども、その後、新たに委員に御就任いただきました皆様の御紹介を資料1の名簿の順番でさせていただきたいと思います。

まず、正木忠明委員でございますけれども、本日は所用のため御欠席と伺っております。

続きまして、まつば多美子委員でございます。

○まつば委員 まつばでございます。よろしくお願ひいたします。

○高際計画課長 続きまして、大町千恵子委員でございます。

○大町千恵子委員 大町でございます。よろしくお願ひいたします。

○高際計画課長 どうぞよろしくお願ひいたします。

また、行政側職員につきましても7月16日付で一部異動がございましたので、管理職のみ御紹介をさせていただきます。

幹事長を務めます福祉保健局少子社会対策部長の浜でございます。

○浜少子社会対策部長 浜でございます。よろしくお願ひいたします。

○高際計画課長 続きまして、書記を務めます少子社会対策部次世代育成支援担当課長の西村でございます。

○西村次世代育成支援担当課長 西村と申します。よろしくお願ひいたします。

○高際計画課長 なお、本日、審議事項の関係で、指導監査部指導第二課長の木村が出席をさせていただいております。

○木村指導第二課長 木村です。よろしくお願ひします。

○高際計画課長 どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、本日、私どもの局長があいにく所用で欠席をさせていただいておりますので、かわって少子社会対策部長、浜から御挨拶申し上げます。

○浜少子社会対策部長 改めまして、東京都福祉保健局少子社会対策部長の浜でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

本来、私どもの福祉保健局長が御挨拶を冒頭で申し上げるべきところでございますが、欠席をさせていただいておりますので、失礼ながら私がかわりまして一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

委員の皆様におかれましては、日ごろより東京都の児童福祉行政の推進に御理解と御協力を賜りまして、まことにありがとうございます。この場をお借りいたしまして改めてお礼を申し上げます。

本日は、事前に御案内申し上げましたとおり、都内の認可外保育施設に対する事業停止命令又は施設閉鎖の命令をしたいということで都のほうで考えてございますので、この件につきまして御意見をいただきたいということで開催をさせていただきました。年末に入りまして大変お忙しい中で恐縮でございますが、お集まりいただきましてありがとうございます。

この施設に対しましては、過去数年にわたりまして立入調査や指導を繰り返し行ってまいりましたが、施設側の対応ははかばかしくなく、その後、私どもとしては新規入所受け入れの自粛なども今申し入れているところでございますが、こちらにつきましても実行されていないのが現状でございまして、残念ながら利用しているお子様方の安全の確保がされているとは言えないという大変厳しい状況でございます。

児童福祉法では、児童福祉審議会から御意見をいただいた上で事業停止又は施設閉鎖の命令を行うことができる旨規定されておりますので、本日はこの場で皆様方の御意見を頂戴した上で、東京都として決断をして速やかに事業停止等の命令を発出したいというふうに考えてございます。

最低限保障されるべき子供の安全が脅かされる状況にあるという大変憂慮すべき事態でございます。東京都といたしましては、認可外保育施設に対しまして施設閉鎖や事業停止の命令を発出したことは全くございません。初めてのケースでございますので、本

日、この場で御意見をいただいた上で東京都として命令を発出すれば、これが先例になっていくということでございますので、そういう意味でもお集まりの皆様方に御専門の見識を踏まえて御意見をいただけるのは大変貴重な機会でございます。このような機会をもって行政的な措置を検討しなければならないということで、大変残念ではございますが、速やかな対応をとっていきたいと思います。本日は限られた時間でございますが、貴重な御意見を頂戴できればと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

また、あわせまして、本日せっかくの機会でございますので、6月20日に児童福祉審議会の社会的養護に関する専門部会を立ち上げまして、この部会から先日、緊急提言を私どもにいただきましたので、これにつきましても御紹介をさせていただきたいと思って準備をしております。

また、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度に向けて、東京都でも子供・子育て会議を設置いたしまして検討を開始しておりますので、こちらの状況につきましても簡単に御紹介をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○高際計画課長 それでは、この後の進行につきましては網野委員長にお願いいたします。  
よろしくお願いします。

○網野委員長 皆様、こんばんは。本日は、今期第3回目の児童福祉審議会の本委員会となります。今、浜部長からも御挨拶の中にありましたように、特にこのお忙しい時期、緊急に集まっていただきまして、お疲れのところ、お忙しいところ、御参集いただきまして本当にありがとうございます。

それでは初めに、本日、ここに聞くことになりました本委員会の開催の趣旨について、事務局からまず少し詳しく御説明いただきたいと思います。お願いします。

○高際計画課長 今、部長の浜から御説明を申し上げましたところにつきまして、確認の意味も込めまして再度申し上げたいと思います。

詳しくは後ほど保育支援課長から詳細を御説明いたします。

本日、御審議いただきたい内容ですけれども、再三の改善指導に従わない認可外保育施設に対しまして、子供の安全を第一に考えまして、事業停止又は施設閉鎖の命令の発出を東京都として考えております。

本日お諮りいたしますのが、児童福祉法59条5項に都道府県知事は認可外保育施設等について児童の福祉のため必要があると認めるときは、児童福祉審議会の意見を聞き、その事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる、この規定に基づきまして本日御意見を頂戴する、そういう運びでございます。

次に、本日の委員会でございますけれども、非公開で行いたいということにつきましてお諮りをしたいと思っております。

当審議会の本委員会につきましては、会議、議事録につきまして、東京都の附属機関等設置運営要綱に基づきまして、原則として公開で行っております。この要綱におきま

しては、非公開とするときはその根拠を明らかにすることとなっております。本日、事務局といたしましては、認可外保育施設への事業停止又は施設閉鎖の命令という個別の事業者に対する行政処分につきまして御審議をいただくということから、委員の皆様に率直な御意見の交換をお願いしたいという観点もございまして、会議を非公開とさせていただければというふうに考えております。

それから、議事録でございますけれども、通常は各委員のお名前とともに御発言内容全てについて記載した議事録を用意いたしましてホームページで公開をしております。こちらについては、先ほどと同じく、率直な御意見をいただくという観点はございますけれども、都として行政処分を行うに際して審議会から御意見をいただくということですでの、全てを伏せるということではなく、委員の皆様のお名前は伏せた上で御意見の要旨、児福審としていただきました結論の記載、こちらについての議事録を作成して公開していきたいというふうに考えております。

なお、東京都では情報公開条例がございまして、こちらで公文書の開示、議事録もそちらに当たりますけれども、開示に当たっての考え方といたしまして、都の内部又は相互間における審議・検討・協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものについては非開示という取り扱いになっております。こうした観点がございますけれども、先ほど申し上げたように、処分を行うに当たっての審議会の御意見をいただいて、東京都として措置をとっていくこと、それから、そういったことについては既にプレス発表でもしておりますことから、申し上げたように、委員ということで個別のお名前は出さず、御意見の趣旨、こういった御意見をいただいたというようなことについて事務局のほうで整理をした上で公開していきたいと思っております。

こちらについて、委員の皆様にお諮りをしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○網野委員長 改めて本日の開催の趣旨と、今、御説明いただきましたが、きょうの会議に関しては非公開として、議事録につきましても結論と要旨の記載にとどめたいということですが、このことについていかがでしょうか、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○網野委員長 ありがとうございます。

それでは、本日の会議は非公開として進めさせていただきます。

本日は、部長からも御説明がありましたが、この審議事項のほかに報告事項が幾つかございます。まず、報告事項から始めたいと思います。

まず第1に、専門部会（社会的養護について）について緊急提言をいたしましたが、そのことから入りたいと思います。

これに関しましては、前回の委員会で部会委員として今田委員、柏女委員、加藤委員、木村委員、松原委員、武藤委員、横堀委員を指名させていただきました。そのほかに臨

時委員として、委員長、副委員長、事務局と相談の上、青葉委員、大竹委員、大澤委員に御就任いただきました。本日は、大澤委員が御都合により退任されまして、御出席いただいております大町千恵子委員が加わったことになります。部会長は松原副委員長にお引き受けいただきました。そして、私はオブザーバーとして参加させていただいております。

この専門部会は、6月20日に設置されました。現在まで3回開催されていますが、早々に緊急提言もされており、これにつきまして事務局から説明をお願いいたします。

1つ目の報告事項について事務局から説明をお願いいたします。

○栗原育成支援課長 育成支援課長の栗原と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、私から、専門部会の緊急提言につきまして資料3を用いて御説明させていただきます。

現在、専門部会におきまして社会的養護のあり方について御議論いただいております。過日、グループホームの制度の検証を行ったところでございます。その際、グループホームにおいて児童の生活が落ち着いた、あるいは、より家庭的な養護が実践できるといったように児童への支援効果について、施設長及び職員から大きく評価を得たところでございます。

一方で、グループホーム職員の疲弊感や孤立感についても大きな課題として挙げられております。グループホームでは、子供の対応に十分時間がとれない時間帯があり、特に子供たちが学校から帰宅する時間から夕食終了後までの時間帯は非常に忙しく、ここを少ない人数で対応することはかなり限界性があるのだということが議論されたところでございます。

そこで、家庭的養護そのものを後退させてはいけないということで、基礎的な体制を整備すべきということから、ご覧いただいている資料3にありますように、「家庭的養護を一層推進するため、グループホームにおいても子供一人ひとりの特性に応じた個別的支援が強化できるよう職員体制の充実を図ること」という緊急の提言をいただいたところでございます。

現在、都の児童養護施設の運営費に対する補助制度を、夕方の時間帯にグループホームにおいても補助職員を配置できるように改正しているところでございます。

説明は以上でございます。

○網野委員長 ありがとうございました。

松原部会長から、審議内容あるいはコメントなどをいただければと思います。

○松原副委員長 小規模化していくというのは一つの道筋だと思うのですが、今、事務局が発言されましたように、やはりその担い手が疲弊をしてしまいますと、せっかくのシステム変更が無意義なものになってしまいます。いろいろなヒアリング調査等を踏まえて、ぜひそういういったグループホームの担い手の応援をしたいということで、この緊急提

言をさせていただきましたので、これからはこの実現に向けてぜひ東京都としても努めていただきたいと思います。

以上です。

○網野委員長 ありがとうございました。

もし委員の皆様で、特にこのことで御意見なりコメントがありましたらいただきたいと思います。

お願いします。

○高橋委員 緊急提言として大変ありがたいお話だと思います。現在、小規模化していく中で、それぞれのグループホームの特性というものが徐々にあらわれてきております。例えば、高齢児を中心とする施設とか、男女混合のいわゆる家庭的な構成員で見るというようなことも出てきておりますけれども、もう一方、新規の入所がなかなか受けにくいということも出てきております。つまり、その集団になかなか適合できないケース、せっかく落ち着いている5人の子供のところに難しい子供が入れば、当然、その構成は崩れていくこともありますし、そこで力量のある職員がいるかいないかということもあります。ただ、大人の数が増えればいいということではなくて、やはりそこに専門性を前提にした職員の配置というようなことも、イギリスの例などを見ても相当数職員がいるのも結果的にはそういうことであるので、グループホームによっては、高齢の男の子たちにはこういう職員たち、または、家族的なところにはこういう構成とか、そういう配慮が必要なのではないかと思います。

以上です。

○網野委員長 ありがとうございました。

お願いします。

○武藤委員 現在、国ほうの国策として、社会的養護について家庭的養護のほうに変換するという施策が進んでおります。東京都の場合は、もう十数年前から家庭的養護という部分でグループホーム等々を先駆けてやったという状況です。

そういう点からすると、ここにあるように、子供の養育や質の中身というのは非常に高まっていますけれども、一方、職員が疲れ切ってしまうということで、途中で退職をしてしまうというようなケースもたくさんあります。そういう意味からすると、この緊急提言にあるように、職員を十分サポートするシステムというのですか、そういうものを作っていくかなければいけないというのが、今、東京都の社会的養護、とりわけ児童養護施設の現状だと思っていますので、この緊急提言を提言だけに終わらせることなく、ぜひ実現をするように予算化も含めてしていただきたいと、現場としてそう思っております。

以上です。

○網野委員長 ありがとうございました。特に職員体制の充実ということの重要性を改めて御意見としていただいたわけですが、よろしいでしょうか。

このことについては、報告事項ということで改めて確認させていただきます。ありがとうございました。

それでは、報告事項の2「東京都子供・子育て会議について」、まず事務局から説明をお願いします。

○西村次世代育成支援担当課長 それでは、資料4をご覧ください。東京都子供・子育て会議の委員名簿となっております。

東京都子供・子育て会議につきましては、知事の附属機関として条例設置されておりまして、25名の委員と4名の専門委員で構成されております。委員は、学識経験者、子育て中の都民、区市町村代表、企業や労働者の代表等、幅広い立場の方々に御参画いただきしております、いろいろと意見をいただくことになっております。

会長につきましては、児福審の委員長でもあられます網野先生に御就任いただいております。副会長は、児福審の委員である柏女先生と大妻女子大の柴崎教授にお務めいただくことになっております。

それでは、次のページをご覧ください。

「東京都子供・子育て支援事業支援計画（仮称）の策定」についての資料となっております。

計画策定のポイントとしましては、ここに書いてありますように大きく3つございまして、幼児教育・保育にまたがる初めての計画であるということ、あと、需給ギャップ（待機児童）解消の目標年次を設定すること、3つ目としまして、サービスの質に関する保護者ニーズへの対応ということで、幼児教育・保育についても質の確保を図っていくことになっております。

続きまして、現在の取り組みの状況ですけれども、都としましては、区市町村と十分に連携を図る必要があるということで、区市町村との連絡会議を7月に設置しまして、意見交換や情報共有を行っております。事業計画のうち、数値目標に関する部分につきましては、都と区市町村の計画の整合性を図る必要がありますので、この辺は十分に協議・調整を進めていきたいと考えております。

続きまして、右のほうに行きまして、計画の内容の部分になりますけれども、計画の性格としましては、主に産前・乳幼児期から学童期までを対象とした子供・子育てに関する総合計画ということになっておりまして、計画期間は平成27年度から31年度まで5年間ということになっております。検討組織は、先ほど委員名簿がございましたが、東京都子供・子育て会議となっております。

次に、計画の内容で必須記載事項としましては、各年度における幼児教育・保育の量の見込み、確保方策、それ以外に保育士等の人材確保・資質の向上、専門的な知識・技術を要する支援に関する施策としまして、児童虐待、社会的養護、ひとり親対策、障害児対策、このようなものも含まれることになっております。

下のほうにその他の法定計画との調和ということになっていますが、ここに書かれて

いますような計画とも十分整合性を図っていきたいと思っております。

東京都全体としましては、現在、新たな長期ビジョンや、構造的福祉プロジェクトチームで検討がいろいろ進んでおりますので、この辺の全庁的な計画とも十分整合性を図っていきたいというふうに考えております。

それでは、次のページをご覧ください。「計画策定スケジュール」となっております。

国ほうでは、今、子ども・子育て会議で検討が進められておりまして、年度末までには政省令の公布ということで基準等が示される予定になっております。区市町村も現在、ニーズ調査ということで具体的に調査を行っておりまして、この辺を踏まえて量の見込み、確保方策ということで順次計画の策定を進めていくことになっております。

東京都の子供・子育て会議につきましては、10月25日に第1回目を開催しまして、具体的なところは計画策定部会ということで検討していくことになっております。26年度は3回ほど会議を開催することになっております。10月25日に第1回目を開催しまして、その中で委員の皆様からさまざまな意見が出されましたので、主な意見を少しだけ紹介させていただきます。

基本指針や大きな理念について東京でどう子供たちを育てていくかについて確認する必要がある。

2つ目としましては、幼稚園、保育所、家庭支援、社会的養護など、全ての子供たちに対しての会議であるべきだという意見もございました。

広さと奥行と深さを持った計画にしたいということで、広がりのある計画、切れ目のない支援、一人の子供も漏らさない三次元の立体的な計画としたい。

どういう計画を立て、どう実施し、評価するかということも非常に重要である。

最後になりますが、東京都の子育ての理念について、当事者である子供を置き去りにしない計画、支援も大切、このような意見をいただいております。

ということで、27年度の子ども・子育て支援新制度の実施に向けて、計画策定推進部会を2か月に1回程度開催して議論をしていただくことになっております。ただいま御紹介した御意見や部会での議論なども踏まえまして計画策定を進めていきたいと思います。

子ども・子育て支援新制度に関する説明は以上でございます。

○網野委員長 ありがとうございました。子供・子育て会議の方針、それから、これから計画について説明いただきました。特に部会で具体的にかなり詰めて、今、スケジュールにありましたように、都合4回会議を開くというお話をでした。

以上の御説明につきまして、何か御質問などございましたらお願ひします。

これから本格的に内容を深めていくという段階ですので、本日は報告事項ということですので、逐次また報告させていただくということになるかと思います。

## 【審議事項】

### 事務局説明

資料5一式と参考資料を用いて、花本保育支援課長より審議事項を説明。

#### 主な質疑、御意見（ ◇：委員 ／ ◆：事務局 ）

◇人員配置基準について、国、都の基準は同一か。都で加重している部分はあるか。

◆国基準では、「現に保育されている児童が1人である場合を除き、常時2人以上を配置する」とあるが、東京都では独自の基準として、現に保育されている児童が1人である場合も含めて、常時2人以上配置することとしている。

◇今回の処分の理由となる事実は。

◆1人勤務の時間帯があること。これが、児童の安全確保に配慮した保育を実施していない、責任者としての責務を果たしていないという問題全てに関連していく。

◆以前は間接的な目撃証言の通報であったが、今回、5歳1名と2歳2名の3名の子供たちをプールに入れて、大人は誰も傍についておらず、声をかけてもすぐにして出でこられるような近くにもいない状況で預かっていたということが、市の職員によって現認されており、この点を重く見ている。

◇この園で設定した保育料で園全体の収入を見積もった場合、その収入で、職員を雇用し、設備を整えるのはかなり無理があり、相当の経済的基盤が求められるのではないか。採算不成立が予測できたとしても、認可外保育施設の設置の届出があれば受理せざるを得ないということか。

◆立入調査時は、職員の配置状況、設備の維持管理、食事等の健康管理、保育内容について適切に行われているかどうかを確認し、経営面については確認していない。

◆あくまでも届出施設であって、届出があれば受理し、その後、指導監督基準の遵守状況を定期的に都で立入調査をして確認し、問題があるところを根気よく指導していくことになる。

◇各職員の勤務実態はどのように確認しているのか。

設置者の息子を含めて、給与支払、受領の証拠たる税務資料等はあるのか。

◆職員Aについては、労働条件通知書により、雇用契約締結は確認できているが、本人からの聴き取りでは、実働時間は4時間程度。10月からの雇用で、給与支払の実績は確認できていないが、勤務しているという認識。

設置者の息子が実際に働いているという状況は確認できていない。

◆指導基準上、保育従事者に対する給与の支払いというところは特に明記されておらず、実際に保育に従事していれば、ボランティアでも御家族の方でも構わない。

◇複数配置になっていないという改善勧告は25年10月以前の話であり、25年10月1日の契約書類があっても何ら弁明にならないのではないか。それ以前に、この職員が勤務していた等の弁明はあるのか。

◆この職員は、8月に行った改善勧告を受けて10月1日に雇用されており、10月1日以前の勤務実績はないと考えている。

◇1人勤務の時間があることを現認した特別立入(10月3日)という特定の日以外でも、1人勤務の時間が常時あるということを類推できるような資料はあるのか。この時間帯は息子が見ているという設置者側の主張を否定できる資料はあるのか。

◆設置者の息子が保育をしている姿を確認していない。例えば勤務実態があれば、記録等、仕事をした形跡があるはずだが、それは毎年検査に入っている中で確認できていない。そういった状況から、設置者の息子には勤務実態がないと判断している。

◇1人勤務の時間帯があることが平成18年度の調査でまず明らかになり、その後しばらくその指摘がなかったが、平成22年度にまた指摘されたという経緯で間違いないか。

◆まず、18年度に1人勤務の時間帯があったが、その後、パートで雇用した方が常勤職員になり、この時期、一応の改善が見られて指摘していなかつたが、22年度までにはその職員がいない状態になってしまった。

◇利用している児童の保護者の反応はどうか。

◆都は今回改善勧告をするに当たり、地元市と協力して、利用している児童の保護者に、この保育施設が指導を受けている実情をお話しした。それを受け、市から認可保育所や認証保育所を紹介されて、そちらに移った方もいるが、中には、来年4月に幼稚園入園予定があり、閉鎖になったら連絡をくださいということで、引き続きこの園を利用する方もいる。

◇保護者には、設置者の息子が保育をしているという実感はあるのか。

◆保護者からは、いつも設置者が1人で保育しているという苦情を受けており、おそらく保護者にも設置者の息子が保育をしているという実感はないと思われる。

◇事業停止もしくは施設閉鎖の2つの選択肢がある中で、施設閉鎖とした理由は。そのいずれかを選択する上での基準は、明文化されているのか。

◆事業停止の場合、例えば、ある一定期間の後に、都が再度確認に行くので、それまでに

改善していただきたい、あるいは、改善できたという連絡を受けて確認するということになると思うが、今回の場合は、長年指導を行ってきたが改善が図られなかつたという経緯を踏まえ、その見込みがないと判断をして施設の閉鎖を考えている。

基準の定めはないが、今回初めての事例であり、委員の意見も聞きながら判断していくたい。

◇近隣の評判はどうか。

◆つい最近も報道発表があった後に、近所の方から、施設でまだ子供を預かっているという電話が都に直接あった。プール遊びをしていたり、子供だけで外にいる風景をよく見ていたというような情報もいただいている。

◇望ましくない環境と知りながら、必要があつて預けざるを得ない保護者もあり、利用者保護が大切である。閉鎖させるのではなく、経営者を変えるなどして、利用者のためにより有効な施設に改善していく指導はできないのか。

◆今回この施設では、今、東大和、武蔵村山、立川市のお子さんを預かっており、各市と連携して、他施設を紹介して移っていただく支援をしているところである。

安全に保育を行うために、代表者の交代や、例えば第三者の運営委員会を設け、外部の目を入れる仕組みを作るといったことができれば、その可能性もある。ただ、この代表者個人が、自宅で保育事業を行い、息子が保育を手伝っているという状況の中で、設置者を交代して他の人が運営するというようなことはなかなか考えにくい。

◇認可保育所不足がこのような劣悪な保育施設の利用を助長しているのではないか。待機児対策を十分講じれば、このようなことは起こらないのではないか。

◆東京都が進めている認証保育所も認可外保育施設だが、よりよい子供の保育の環境を確保するために東京都独自の基準を定めている。認可保育所に加えて、区市町村と連携して安全な認可外保育施設を作り、子供を安全に保育できるような環境を質量ともに整えていくことが重要と考えている。

◇施設を運営する上で、都の監査の指摘というのは大変重く、受けた指摘は必ず改善するという姿勢をとっており、この施設の未改善、改善中の事項の多さは、普通の感覚ではあり得ないのではないか。

発達をチェックされていない、職員の検便がされていない等、衛生面に関しても不十分であり、この施設を本当に保育施設と言っていいのか個人的に疑問がある。

設立当初からの指摘に対して改善がない点は、都の説明のとおり、責任者の責務を果たしていないと思う。

◇子供の安全が脅かされてきたということは非常に重視すべきところである。これまでの経過から、確かに一部改善はみられるが、やはり根本的に子供の安全を保障しなければいけないという姿勢が見られない。したがって、何か指導をして、本当の意味でこれから改善をしていくということは期待できず、やはり処分の中でも閉鎖というのが妥当。

◇届出制であっても、せめて、経営が成り立つかどうかを確認するような、歯止めの措置を今後検討すべきではないか。最初の段階での指導がなければ、今後も類似のケースが発生する可能性を危惧している。

◇これに続く施設が出ないよう、指導の内容等を今後とも検討していただきたい。

### 審議会の判断

認可外保育施設ベビールームわかばに対して、東京都が施設閉鎖の命令を発出することは適当である。

### ○事務局まとめ

- ・本日の御指摘、御意見を十分整理をした上で命令に移したい。
- ・その一方で、やはり子供の安全を考え、できるだけ迅速な命令を出したい。
- ・一番大事な子供の安全という点では、今回、届出施設に関する対応について宿題をいただいた。
- ・待機児解消で区市町村も尽力し、施設数がかなり増加している中において、安全の確保、質の確保というところは本当に重要。こちらについてもきちんと検討し、対応していきたい。

閉 会

午後 8 時 5 3 分